

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について (土木工事)

1. 概要

国は、中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めてきたところであるが、今般、当該対応に係る運用を開始することとされた。これを踏まえ、豊川市においてもこれに準じた運用を開始することとする。

2. 用語の定義

- ・調達検討資材：供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材
- ・別途調達経費：代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費

3. 対象工事及び適用日

- ・対象工事：本市が発注する土木工事（建築工事を除く）を対象とする。
- ・適用日：令和8年7月 7日
※新規発注工事の特記仕様書に示す対象工事は以下のとおりとする。
 - ・令和8年7月27日以降に入札等審査委員会専門部会（工事）に諮る工事から適用。
- ※なお、令和8年7月26日以前に入札手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注間で協議が整ったものから適用する。

4. 調達建設資材

ナフサを由来とする以下の建設資材を想定

- ・硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板、吸出し防止材、遮水シート、塗料（路面標示塗料、さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）等

【参考】中東情勢緊迫化に伴う建設資材価格・需給動向

一般財団法人建設物価調査会：<https://www.kensetu-bukka.or.jp/>（ニュースリリース）

一般財団法人経済調査会：<https://www.zai-keicho.or.jp/>（News）

5. 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて資材の設計条件を特記仕様書に示すものとする。なお、請負者から調達検討資材に関する追加等の条件変更確認請求通知（工事打合簿）があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、結果を条件変更確認通知（工事打合簿）で行うこと。
- (2) 請負者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、条件変更確認請求通知（工事打合簿）を行う。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

【イメージ】国資料「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」参照

- (3) 請負者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。ただし請負者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 設計変更理由は以下のとおりとする。

【設計変更理由】

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
ア 自然現象、その他不可抗力による場合
令和8年7月7日付け中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用に基づき資材価格を変更する。

- (5) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うこと

6. 特記仕様書記載例

- (1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。なお、令和8年7月27日以降に入札等審査委員会専門部会（工事）に諮る工事に限る。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により請負者に工事打合簿で通知を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表－〇 調達検討資材

資材名	規格	設計数量
硬質塩化ビニル管 VP管	一般管 150×165×8.9mm	200.0m
遮水・止水シート	厚(mm)1.0+10.0PVC+反毛フェルト)	100.0m ²
塗料	長油性フタル酸樹脂塗料 青緑系 上塗用 JIS K5516 2種	50.0kg

3. 請負者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員へ条件変更の確認請求を通知するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 請負者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

- (2) 単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。
- (3) 設計数量については、設計図書（数量総括表や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。
- （例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

7. 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量 → 設計変更不可。 設計図書の数量≤証明数量≤設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量 設計数量<証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量
--

- 注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：請負者から証明された数量
※精算変更見込み数量を考慮すること。

- (2) 設計変更に用いる単価は、**証明書類で確認出来た実際の購入価格(単価置き換え)**とする。
- (3) 別途調達経費は、**直接工事費に計上するものとする（諸経費対象）**。土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (4) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。重複している資材がないか十分確認すること。
※ナフサを由来とする建設資材以外は引き続きスライド条項を適用
- (5) 請負者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

附則

この運用は、令和 8 年 7 月 7 日から施行する。